

杵藤地区広域市町村圏組合
第7期介護保険事業計画

第6章

事業費の見込みと 第1号被保険者の保険料



1 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、第7期3年間で約475億9千5百万円を見込んでいます。

(単位：円)

標準給付費	第7期				第9期
	合計	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H37年度 (2025)
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	45,065,567,280	14,629,641,630	15,051,095,382	15,384,830,268	16,080,045,595
総給付費	44,539,822,000	14,635,518,000	14,879,491,000	15,024,813,000	15,704,344,000
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	23,981,165	5,876,370	9,016,738	9,088,057	9,875,844
消費税率等の見直しを勘案し た影響額	549,726,445	0	180,621,120	369,105,325	385,577,439
特定入所者介護サービス費等給 付額	1,502,951,342	493,973,123	503,043,847	505,934,372	508,313,148
高額介護サービス費等給付額	816,381,182	268,258,338	272,643,940	275,478,904	279,296,709
高額医療合算介護サービス費等 給付額	156,297,864	51,358,975	52,198,108	52,740,781	53,471,380
算定対象審査支払手数料	53,979,804	17,764,488	18,040,140	18,175,176	18,287,892
標準給付費 計	47,595,177,472	15,460,996,554	15,897,021,417	16,237,159,501	16,939,414,724

なお、上表における財政影響額とは、制度改正に伴い、一部利用者において自己負担分が増額（2割負担から3割負担へ）となることによる給付額の減額調整額です。

(2) 地域支援事業費

地域支援事業費については、第7期3年間で約36億4千6百万円を見込んでいます。

(単位：円)

地域支援事業	第7期				第9期
	合計	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H37年度 (2025)
介護予防・日常生活支援総合事 業費	1,722,604,332	574,201,444	574,201,444	574,201,444	574,201,444
包括的支援事業・任意事業費	1,923,365,222	634,700,506	641,079,216	647,585,500	682,121,644
地域支援事業費 計	3,645,969,554	1,208,901,950	1,215,280,660	1,221,786,944	1,256,323,088

2 第1号被保険者の保険料

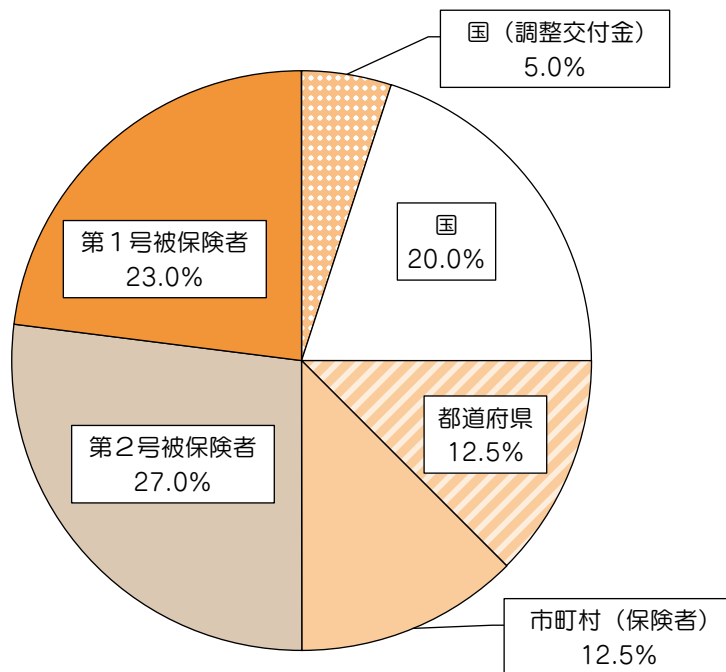
(1) 介護保険の負担構造

[標準的な負担構造]

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の住民のそれぞれの負担により、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度です。

第7計画期間〔平成30（2018）～平成32（2020）年度〕の保険給付費のうち、第1号被保険者の負担割合は、第6期の22%から23%へと変更されます。

標準的な負担構造
(居宅給付費等)



介護保険の標準的財源構成

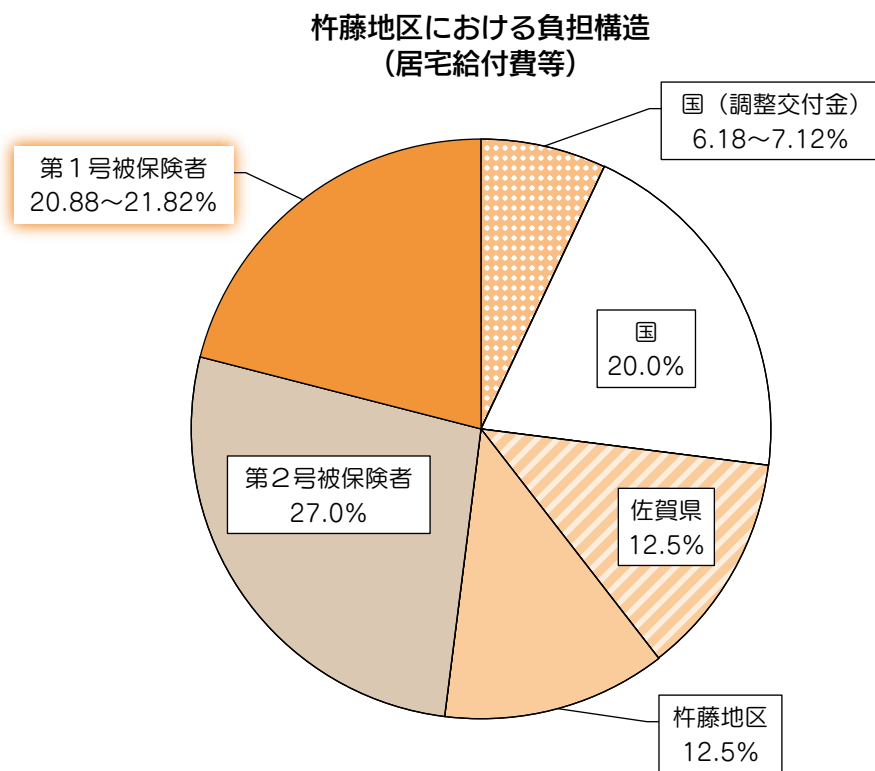
標準的財源構成	居宅給付費	施設等給付費	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業 任意事業
国	20.0%	15.0%	20.0%	38.50%
調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	—
都道府県	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
市町村 (保険者)	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.00%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—

[杵藤地区における第7期の負担構造]

国は25%相当額を負担することになっていますが、このうちの5%分は調整交付金となっており、各保険者における第1号被保険者の所得構造や後期高齢者の割合によって変動します（低所得者が多い保険者や後期高齢者が多い保険者では5%を越える調整交付金となります）。

第7期における高齢化の見込みや所得構造から、杵藤地区における調整交付金は標準的な5%を越える6.18~7.12%程度（年度により異なる）が見込まれます。

この結果、第1号被保険者の負担割合は、標準的な23%よりも少なく20.88~21.82%程度ということになります。



(2) 財政安定化基金及び介護保険財政調整基金の取り崩し

[財政安定化基金取り崩しによる交付金]

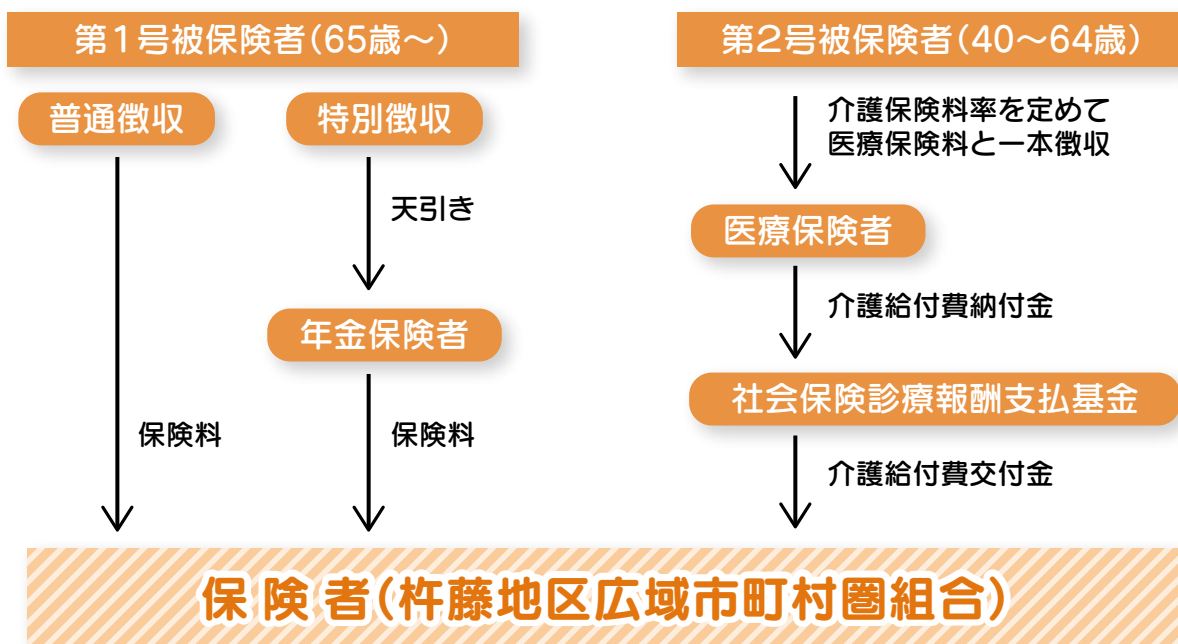
県内保険者の介護保険財政の安定化を図るため、県において各保険者からの拠出金を積み立てる制度ですが、第7期においては、各保険者からの拠出金の積み立ても各保険者への交付もありません。

[介護保険財政調整基金]

本組合の平成29（2017）年度末の財政調整基金残高は、5億6千万円程度が見込まれています。このうちの5億4千4百万円を取り崩し、保険料の低減化を図ります。

(3) 予定保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、普通徴収と特別徴収があり、普通徴収分については100%徴収となっていないことなど、現状を踏まえ、第7期の予定保険料収納率としては98.70%を見込んでいます。



(4) 第1号被保険者の保険料として収納する必要のある額

ここまでを示した標準給付費や負担構造等から、第7期においては第1号被保険者の保険料として、3年間で約104億2千8百万円を収納する必要があることとなります。

これに第7期に想定される保険料収納率を勘案すると、約105億6千5百万円を第1号被保険者で負担し合うことが必要となります。

(単位：円)

保険料収納必要額		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	合計
A	標準給付費見込額	15,460,996,554	15,897,021,417	16,237,159,501	47,595,177,472
B	地域支援事業費	1,208,901,950	1,215,280,660	1,221,786,944	3,645,969,554
C	介護予防・日常生活支援 総合事業費	574,201,444	574,201,444	574,201,444	1,722,604,332
D	第1号被保険者負担分相当額	3,834,076,656	3,935,829,478	4,015,557,682	11,785,463,816
(A + B) × 23%					
E	調整交付金相当額	801,759,900	823,561,143	840,568,047	2,465,889,090
(A + C) × 5%					
F	調整交付金見込交付割合	7.12%	6.67%	6.18%	
G	調整交付金見込額	1,141,706,000	1,098,631,000	1,038,942,000	3,279,279,000
(A + C) × F					
H	財政安定化基金拠出金見込額				0
I	財政安定化基金償還金				0
J	準備基金の残高 (H29年度末の見込額)				560,821,622
K	準備基金取崩額				544,000,000
L	保険料収納必要額	D + E - G + H + I - K			10,428,073,906
M	予定保険料収納率				98.70%
N	予定保険料収納率を考慮した 必要額	L ÷ M			10,565,424,424

(5) 第1号被保険者の所得段階設定

第7期の保険料段階設定については、法令等の改正を踏まえ、第7段階と第8段階を区分する所得金額を190万円から200万円に、また、第8段階と第9段階を区分する所得金額を290万円から300万円に、それぞれ変更します。

第6期の保険料段階

区分	対象者	料率
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円を超える人	0.75
第4段階	課税世帯で本人は住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階	課税世帯で本人は住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える人	1.00
第6段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.35
第8段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.60
第9段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が290万円以上の人	1.85

第7期の保険料段階

区分	対象者	料率
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の人	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が120万円を超える人	0.75
第4段階	課税世帯で本人は住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が80万円以下の人	0.90
第5段階	課税世帯で本人は住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が80万円を超える人	1.00
第6段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20
第7段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.35
第8段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.60
第9段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が300万円以上の人	1.85



前掲の所得段階別の第1号被保険者数については、次のように見込んでいます。

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、各所得段階の被保険者数にそれぞれの保険料率を乗じた人数の合計となっています。

所得段階別区別の第1号被保険者数の見込み

(単位：人)

区 分	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)
第1段階	6,775	6,830	6,865
第2段階	3,964	3,996	4,017
第3段階	3,395	3,422	3,440
第4段階	8,510	8,579	8,623
第5段階	9,576	9,654	9,704
第6段階	7,666	7,728	7,768
第7段階	5,086	5,127	5,154
第8段階	1,841	1,856	1,865
第9段階	1,908	1,923	1,933
第1号被保険者数 計	48,721	49,115	49,369
	147,205		
所得段階別加入割合補正後被保険者数	48,682	49,076	49,330
	147,088		

なお、保険料基準額算定の基礎数値としては、前掲の保険料率を用いることとなりますが、実際の保険料徴収にあたっては、低所得層（第1段階）の負担軽減の観点から、国・県・保険者（市町）の一般財源を投入することにより、保険料率を0.45に軽減することが予定されています。

(6) 第1号被保険者の保険料

保険料段階に基づき、第7期における第1号被保険者の保険料基準額は年額71,832円（月額5,986円）となります。

保険料基準年額

$$= \text{保険料収納率を踏まえた必要額} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}$$

$$= 71,832\text{円 (基準月額} = 5,986\text{円)}$$

所得段階別の保険料は次のとおりです。

区分	対象者	料率	保険料
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税の人で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の人	0.45	32,328円 (月額：2,694円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75	53,880円 (月額：4,490円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が120万円を超える人	0.75	53,880円 (月額：4,490円)
第4段階	課税世帯で本人は住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が80万円以下の人	0.90	64,656円 (月額：5,388円)
第5段階	課税世帯で本人は住民税非課税で、前年の本人の課税年金収入額とその他の合計所得額の合計が80万円を超える人	1.00	71,832円 (月額：5,986円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	86,208円 (月額：7,184円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.35	96,984円 (月額：8,082円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.60	114,936円 (月額：9,578円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の本人の合計所得金額が300万円以上の人	1.85	132,900円 (月額：11,075円)